

廿日市市公共交通協議会規約の一部改正について

1 案の要旨

廿日市市公共交通協議会規約の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

2 案の理由

「廿日市市地域公共交通網形成計画」に基づく実施事業等の推進にあたり、連携・協力が不可欠な鉄道事業者及び港湾管理者を当協議会の構成員として定めるため。

3 施行日

当議案の承認日

4 その他

委員委嘱を予定する機関

団体・所属
西日本旅客鉄道株式会社広島支社
広島電鉄株式会社電車事業本部
広島県土木建築局港湾振興課